

7月の乳幼児の健康診査

*該当月に受診できない場合は連絡してください

地域	内容	対象	日	受付時間	場所
一関 花泉	3～4カ月児健診	27年3月1日～13日生まれ	22☉	12:45～13:00	一関保健センター
		27年3月14日～31日生まれ	23☉		
	9～10カ月児相談	26年9月1日～18日生まれ	22☉	8:45～9:00	
		26年9月19日～30日生まれ	23☉		
	1歳6カ月児健診	25年12月1日～16日生まれ	9☉	12:45～13:00	
		25年12月17日～31日生まれ	10☉		
2歳6カ月児歯科健診	25年1月1日～13日生まれ	9☉	8:45～9:00		
	25年1月14日～31日生まれ	10☉			
3歳児健診	24年1月1日～13日生まれ	2☉	12:45～13:00		
	24年1月14日～31日生まれ	3☉			
大東 千厩 東山 室根 川崎 藤沢	3～4カ月児健診	27年3月生まれ	28☉	12:45～13:00	川崎防災センター
	9～10カ月児相談	26年9月生まれ	14☉	9:00～9:15	千厩保健センター
	1歳6カ月児健診	25年12月生まれ	16☉	12:45～13:00	
	2歳6カ月児歯科健診	25年1月生まれ	14☉		
	3歳児健診	24年1月生まれ	15☉		

☉子育て支援課（一関保健センター内）または各支所保健福祉課

Information

ふれあいひろば

☉一関子育て支援センター ☎24170

就学前の子供と保護者が、自由に遊んで交流を深めます。保育士・専門スタッフが子育ての相談にも応じます。

◇日時…月～☉ 9:30～15:30、☉・第1☉・第3☉ 13:30～15:30（祝日を除く）
◇場所…一関保健センター

健康講座に専門職員を派遣

☉一関保健所 ☎21415

健康づくりを応援する出前健康講座です。

◇日時…平日の9時～17時
◇内容…健康づくりや病院のかかり方など
◇費用…講師料は無料。会場の確保、その他の経費は主催者で負担

千厩病院泌尿器科の外来診療の変更について

☉千厩病院医事経営課 ☎2101 泌尿器科常勤医師の退職に伴い、7月1日から泌尿器科の外来診療は、応援医師による水曜日と木曜日の午前診療に変更となります。

保健所の7月の検査など

☉一関保健所 ☎21415

【①骨髄バンクドナー登録と②血液等検査】

◇日時…7月14日☉、28日☉
*時間は①9:00～9:30②11:00～12:00
◇場所・参加費…一関保健所・無料
◇その他…要予約 *②の検査種類はHIV、肝炎、クラミジア。

【こころの健康相談】

◇日時・場所…7月2日☉ 13:30～15:30・千厩分庁舎



文・健康づくり課

地域包括ケアシステム構築のために在宅医療・介護の連携を

在宅医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、地域の医療と介護の関係機関が連携して、包括的で継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、医療と介護の関係機関が連携し、多職種が協働して「在宅医療・介護」を一体的に提供できる体制の構築が求められています。

多職種協働

「在宅医療・介護」の体制を構築するには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、管理栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士など多くの職種が必要です。これら職種の人たちが、互い

の専門的な知識を生かしながらスムーズに連携して、医療・介護を利用する市民にサービスを提供することが重要です。

各職種が連携できるよう、研修や人材の育成と確保が求められています。

人材の養成と確保

市では医師確保を目的とした医師修学資金貸付事業、一関市医師会附属看護学校に対する支援、研修会などを通して医療・介護従事者の連携を深める「地域医療・介護連携推進事業」などを実施しています。

また、今年度から高校生を対象にした「医療職に係る進路選択セミナー」を一関保健所と共催。将来の担い手となる若い世代に医療について興味や関心を持ってもらう取り組みを行います。

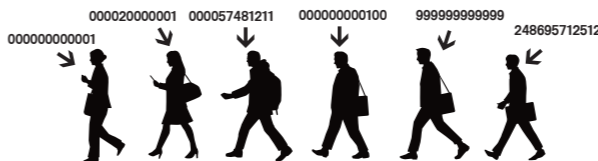
☉健康づくり課（一関保健センター内）



みんなの暮らしを便利にする
マイナンバーのお知らせ

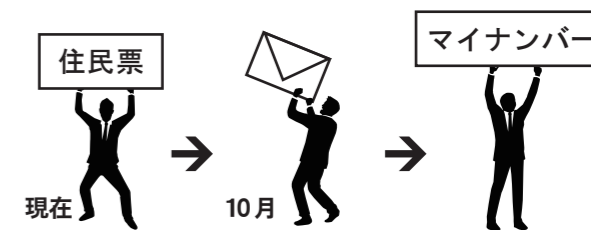
VOL.2

1 マイナンバーは、国民一人一人に割り当てられる12桁の番号です



マイナンバーは、国から国民一人一人に割り当てられる12桁の番号です。番号は、好きな数字を選べません。マイナンバーカードは、あなたの身分証明書になります。一生使う大切なものです。

2 10月から住民票がある全ての人にマイナンバーを通知します



10月から住民票がある全ての人に、マイナンバーを通知します。住民票の住所と異なるところに住んでいる人は、現在住んでいる住所に住民票を移してください。

従業員（パートやアルバイト）を雇用するすべての事業者の皆さんへ
従業員などのマイナンバー管理が必要です

28年1月からマイナンバーの利用を開始します

利用開始は、28年1月を予定しています。従業員を雇用している事業者の皆さんは、準備をお願いします。

マイナンバーは
税と社会保障の手続きなどに必要です

税

28年1月の給与支払い分から法定調書に従業員とその家族のマイナンバーを記載します。外部の人への報酬などの支払調書にも記載することになります。

社会保障

健康保険、雇用保険や厚生年金などの社会保障の手続きにマイナンバーを記載します。

従業員のマイナンバーは
28年1月以前に収集可能です

個人番号関係事務のため、マイナンバーの通知を受けた本人からあらかじめ番号を収集できます。

従業員のマイナンバーを取得する場合は
「身元」と「番号」を確認してください

事業者は、利用目的を本人に明示してください。また、なりすましなどを防ぐため、本人確認を行ってください。

*扶養親族のマイナンバーを提出する場合は、従業員が扶養親族の確認をしてください

【マイナンバーカードを持っている場合】

マイナンバーカードで、身元と番号を確認できます。

【マイナンバーカードを持っていない場合】

身元は運転免許証やパスポートなどで、番号は通知カードかマイナンバー付き住民票で確認してください。

マイナンバーを適正に取り扱うための
ガイドラインがあります

国の第3者機関「特定個人情報保護委員会」が、マイナンバーを適正に取り扱うためのガイドラインを策定しました。特定個人情報保護委員会のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/>)では、ガイドラインのほか、Q&Aや従業員研修などの資料も掲載しています。

問い合わせ

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

☎0570・20・0178

平日9:30～17:30

☉☉と年末年始を除く

*通話料はおおよそ60秒ごとに10円です